

チラシ等はメール会員のみお送りしています。FAX 会員で必要な方は事務局までご連絡ください。

\*-----\*

### ☆☆ 受賞おめでとうございます ☆☆

#### 令和 2 年度優良ふるさと食品中央コンクール

新製品開発部門 会津天宝醸造株式会社「会津味噌蔵元のみそ漬」

#### 第 6 回ふくしま産業賞

- ・金 賞 坂本乙造商店、三義漆器店 ・銅 賞 一十八日、ノーリン
- ・特別賞 自然食品ばんだい、きのわ、会津天宝醸造、七日町通りまちなみ協議会

### 1 消費者に響くパッケージオンラインセミナー 別添チラシ

農産物流通課では、パッケージ改善や効果的な販売対策の検討を通じ生産力の向上とブランド力・販売力の強化を図ることを目的として zoom でのセミナーを実施します。

【日時】令和 3 年 3 月 16 日（火）13 時 30 分～15 時

【申込方法】令和 3 年 3 月 12 日（金）までに申し込みフォーム

（ <https://pkg-online-seminar-fukushima.jp/entry/> ）から申し込み、先着 50 名

【問合せ先】消費者に響くパッケージオンラインセミナー 申込事務局 電話 024-926-0308

### 2 令和 3 年 4 月 1 日より税込価格の表示(総額表示)が必要です 別添リーフレット

消費税率の引き上げに際し、特例で税込価格を表示することを要しないこととされていましたが、4 月からは店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも税込価格の表示（総額表示）が必要になります。

詳細→財務省 HP [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/sougaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougaku.html)

### 3 食の安全に関するアンケート

食品生活衛生課では、令和 3 年 3 月 31 日（水）まで一般消費者の方を対象に食の安全に関するアンケートを実施しています。

→ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/shokunoanke.html>

## 4 コラッセふくしまの会議室の設備が新しくなりました

福島県中小企業振興館（コラッセふくしま）の会議室の音響設備及びスクリーン等が新しくなりました。今後とも引き続きコラッセふくしまの会議室を御活用ください。

→ <https://www.corasse.com/>

## 5 募集中の補助金

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（6次）（～令和3年4月15日（木）17時）

→ <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

- 令和3年度第1回ふくしま産業応援ファンド事業（～令和3年3月31日）

→ <http://fukushima-techno.com/news/2021/01/31-1.php>

## 6 開催中のキャンペーン

- 南会津の特産物を味わおう！キャンペーン（～令和3年3月14日（日））

福島県オリジナル米「里山のつぶ」、「会津産そば」、「南郷トマト」のいずれかを使った料理や加工品の写真と味わった感想を、ハッシュタグ「#おいしい南会津」を付けInstagramに投稿すると、抽選で合計50名様に里山のつぶ5kgや南会津のおすすめ6次化商品が当たります。

→ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36250a/oishi-minamiaizu.html>

～「こんな情報取り上げて欲しい！」を募集しています。事務局までお気軽にお寄せください～

\*-----\*-----\*-----\*-----\*\ 会津・南会津地域産業6次化 / \*-----\*-----\*-----\*-----\*

あいつ“まるごと”ネット事務局（配信担当：会津農林事務所企画部 主事 菅野）

【メール】 [aizu-marugotonet@pref.fukushima.lg.jp](mailto:aizu-marugotonet@pref.fukushima.lg.jp)

【Web ページ】 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36240a/marugotonet.html>

【Instagram】 <https://www.instagram.com/aizumarugotonet/> ★フォロワー1,500人突破！

【Twitter】 <https://twitter.com/aizumarugotonet>

〒965-8501 会津若松市追手町7-5 会津若松合同庁舎内

・会津農林事務所 企画部 TEL 0242-29-5369 FAX 0242-29-5389

・会津地方振興局 企画商工部 TEL 0242-29-5292 FAX 0242-29-5228

〒965-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 南会津合同庁舎内

・南会津農林事務所 企画部 TEL 0241-62-5252 FAX 0241-62-5256

・南会津地方振興局 企画商工部 TEL 0241-62-5207 FAX 0241-62-5209

\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*

福島県農林水産部農産物流通課 主催

Online Seminar

# 消費者に響く パッケージ オンラインセミナー

“農産物が本来持つ魅力を伝え、生産者の思いを届ける”  
パッケージデザインにはそんなチカラがあります。  
次世代型農産物を、その価値に見合ったモノ  
として売り出すヒントを  
見つけてみませんか。

2021  
**3.16** 火 13:30～15:00  
Zoom ウェビナーにて開催

- 参加方法 Zoom ウェビナー  
申し込みいただいたメールアドレスに参加用URLを送信いたします。
- 参加対象者 生産者や生産者団体、  
加工・食品販売・加工業、行政関係
- 募集定員 先着50名
- 申込方法 申し込みフォームより  
<https://pkg-online-seminar-fukushima.jp/entry/>
- 申込受付期間 3月3日(水)～12日(金)

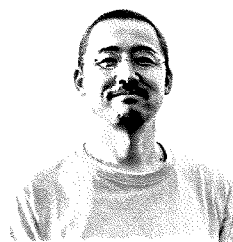
お申し込みは  
\\ こちらから! \\



講師

KOITABASHI MOTOKI  
**小板橋 基希**

アートディレクター・デザイナー  
株式会社アカオニ代表取締役



1975年群馬県生まれ。東北芸術工科大学卒業。大学入学とともに山形に移住。東北の「自然・暮らし・遊び・食べ物」に魅せられ卒業後も山形に定住し、2004年にアカオニを立上げる。以来、グラフィックデザインからWeb、写真、コピーワークなどのクリエイティブを駆使するデザインチームとなり、全国津々浦々に点在するクライアントの様々な要望に応えている。現在も山形市にて「アカるくすなオニ」営業中。

<https://akaoni.org>

お問い合わせ

消費者に響くパッケージオンラインセミナー 申込事務局  
TEL.024-926-0308 (平日 10:00～17:00)

# 令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭不值札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、**消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能**です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

**総額表示義務**は、平成16年4月より実施されているものです。

## ■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

## よくあるご質問 (FAQ)

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」(平成25年9月10日 消費者庁)をご覧ください。

Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

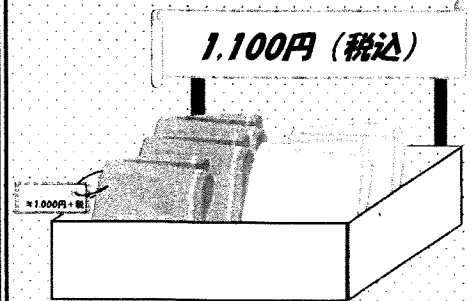
A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

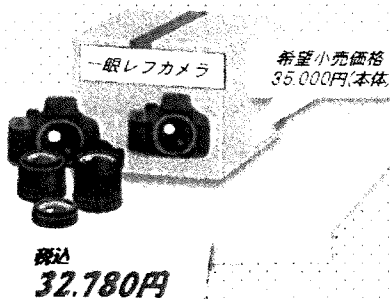
なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。

1,100円 (税込)



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm)

